

69

平成三十一年一月九日提出
質問第六十九号

選挙の不公正競争への対策のあり方について質問

提出者 高井義志

遊技機の不公正販売への対策のあり方に關する質問主意書

平成19年9月4日、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」(以下「風道法等改正規則」とする)が公布された。同改正規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第八条に定める「射幸心をもつたるおそれのある遊技機の基準」(以下「遊技機基準」とする)を訂正し、出札規制や大当たり出札規制を廃止するなど、パチンコ業界に変革を迫る内容となっています。

「新たに現在パチンコホールに設置されている遊技機の大半は風道法等改正規則の施行後は遊技機基準に適合しなくなる見込みであり、新たな基準に適合した遊技機への入れ替えが急速に進むことが見込まれる。」といった遊技機の新規性を述べられる取り組みは基本的には理解しきものとされる。他方で一部遊技機製造業者が、「この遊技機の入れ替への挑戦を前提として不公正な販売方法を用いて不当な利益を上げようとする意図があり、遊技機の入れ替えが政策の変更を直接の原因とするものである以上、政府としては遊技機の不公正販売の対策を取り組む責任があるものと想われる。

そこで政府の遊技機の不公正販売への対策のあり方にについて以下の諸点を質問する。

一 遊戯機等改正規則の施行に伴う遊戯機の入れ替えに係り、政府としてなんらかの特別な不公正販売への対策を講じてはいるか。

二 遊戯機市場のシマーリー10%を超える有力な遊戯機製造業者が、ほかに「別に支し」特定の型式に属する遊戯機を供給する案件にして、当該遊戯機と併せて他の異なる型式に属する遊戯機を指定して購入するとの強制行為^{アリ}は、不公正な取引方法（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）に定める（抱き合せ販売等）に触れるものと判断されるが政府の見解を問う。

三 遊戯機市場のシマーリー10%を超える有力な遊戯機製造業者が、特定の型式に属する遊戯機の販売にあたつて、他の異なる型式に属する遊戯機を併せて購入した上で別に支し別に費用を負担して販売するといふ、不公正な取引方法（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）に定める（抱き合せ販売等）に觸れるものと考へるが政府の見解を問う。

四 遊戯機市場のシマーリー10%を超える有力な遊戯機製造業者が、特定の型式に属する遊戯機の販売にあたりて、ほかに「別に支し」十台以上購入を義務付けるなどいづれかに理由的な範囲を超えて複数機の購入を義務付け、小ロットでの取引を規制するといふが、不公正な取引方法（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

[H] (中) はるるやの他の取引相手と連絡するためのいわゆるが政府の見解を述べ。

五 ばかり業界は売上規模が一十億円である。全国のばかり業者は平成一十七年未満で一万店舗を超えて、広く国際に親しまれてる業界である。他方その内需が限られ、遊技機の製造業者は販賣の販路が狭くなり、またばかり業者の兼業形態は遊技機製造業者から供給される遊技機にて經營せらるたる、遊技機製造業者の優越的地位が極端に発生してやう。

以上の事実を踏まべると、政府として遊技機の販売方法に関するところの税法上の措置を定め成れるべきであるが、政府としての見解を記す。

政府の見解は如何か。

右質問ある。